「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件 控訴人 控訴人番号1(こうすけ)、控訴人番号2(まさひろ) ほか4名

被控訴人 国

控訴人ら第5準備書面

(控訴理由書(4)(国会の裁量権判断上、

婚姻と異なる制度の導入を考慮すべきでないこと)の主張を補充する書面)

2024(令和6)年4月30日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

石 井 謙 一 弁護士 安孫子健輔 井上敦史 石田光史 緒方枝里 岩橋愛佳 太田信人 太田千遥 久 保 井 摂 郷田真樹 鈴木朋絵 後藤富和 寺井研一郎 武 寛 兼 徳 原 聖 雨 富永悠太 永里佐和子 仲地彩子 塙 愛 恵 藤井祥子 藤木美才 あい 森

渡

邉 陽

吉野大輔

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

目次

第1	本書面の目的 4
第2	2 控訴理由書(4)で述べた控訴人らの主張
1	婚姻と異なる制度を導入した場合には以下の問題が生じること
	(1) 法的効果の不平等が生じること 4
	(2) 公証の利益においても不平等が生じること
	(3)精神的・心理的効果の不平等-差別意識・スティグマの強化・固定化
	が生じること 5
	(4)性的指向等の強制的な暴露及びその危険性が生じること
2	2 現在の日本において、異なる制度の必要はないこと
第3	3 控訴理由書(4)より後の社会の変化について
1	同性婚を法制化する国の増加6
2	2 我が国の自治体のパートナーシップ制度導入の急増
3	3 小括
第4	↓ 渡邉泰彦意見書(甲1011)に関しての主張の補充
1	本章の目的及び渡邉泰彦教授について
2	2 異なる制度を過渡的な制度として導入する必要性がないこと 8
	(1) 歴史的に見て必要性がないこと 8
	(2)社会的軋轢を理由に段階的移行を試みる方法には理由がないこと 9
3	B 婚姻と異なる制度では、婚姻と同じ法的権利の保障は得られないこと 10
4	異なる制度によって婚姻と同じ公証は得られず、導入により差別が正当化
ع	られ、固定化されること11
	(1) 戸籍とは別に登録簿を導入することでは同じ公証が得られず、分断も
	深くなること
	(2)婚姻とは異なる制度をまず導入することは、差別を固定化する危険が
	あるだけでなく、当事者に対し、婚姻制度への移行等において多大な費用・

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

	労力を	担させるものであること1	2
5	生殖	「能性は、同性カップルを婚姻制度から排除する理由とはならないこ	_
ح	· · · · · · ·		2
6	小括		2
第5	二宮	平意見書(甲1012)に関しての主張の補充1	3
1	本章	目的及び二宮周平教授について1	3
2	身分	係の登録の方法について1	3
	(1)	戸籍とは別に「パートナーシップ登録簿」を設ける方法について.1	3
	(2)	戸籍に「パートナーシップ登録」を記載する方法について 1	4
	(3)	同性婚を導入した場合の戸籍記載について1	5
	(4)	小括 1	5
3	登録	ートナーシップ制度と同性婚の比較衡量について1	5
	(1)	身分関係の登録公証制度である現行戸籍制度に与える影響 1	6
	(2)	登録パートナーシップ制度導入によって得られる当事者の利益1	6
	(3)	同性婚に反対する人たちの利益1	6
	(4)	同性婚を導入した場合の国民の福利1	6
	(5)	小括 1	7
第6	まと		7

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

第1 本書面の目的

控訴人らは、控訴理由書(4)において、国会の裁量権を判断する上で、婚姻とは異なる制度の導入を考慮するべきでないことを述べた。

本書面では、控訴理由書(4)で述べたより後の社会の変化等にも触れつつ、渡邉 泰彦教授の意見書(甲A1011)及び二宮周平教授の意見書(甲A1012)にも言及し、 控訴人らの控訴理由書4での主張を補充する。

第2 控訴理由書(4)で述べた控訴人らの主張

主張の補充をおこなう前に、控訴理由書(4)において述べたことを改めて述べる。 控訴人らは、控訴理由書(4)において、次のとおり、国会の裁量権を判断する上 で、婚姻とは異なる制度の導入を考慮するべきでないことを述べた。

- 1 婚姻と異なる制度を導入した場合には以下の問題が生じること
- (1) 法的効果の不平等が生じること

法的効果の不平等が生じることは、ヨーロッパ諸国等で同性カップルに認められている/いた登録パートナーシップ制度の内容から明らかである。なお、とりわけ、戸籍制度のある日本では、婚姻と異なる制度を戸籍制度と無関係に導入する場合に、それでも法的効果は同一とすると、大きな混乱が生じることが必至であって、婚姻と異なる制度の法的効果を婚姻制度と同一にすることは極めて難しい。また、婚姻と異なる制度であるのに戸籍制度で公証する場合には、法技術的に困難が数多あり実現可能性が低い。以上から、婚姻と異なる制度は、婚姻制度との法的効果の差異をほぼ必然的にはらむことになる。

(2) 公証の利益においても不平等が生じること

公証により受けられるようになる社会生活における各種便益である「公証の利益」は、公証する制度への理解と信頼があってこそのものである。しかし、婚姻とは異なる制度は、これまで日本に全く存在したことがなかったものであり、日本国民一般が、婚姻とは異なる制度を同じものだと理解し信頼するには相当の時間がかかる。したがって、婚姻とは異なる制度における「公証の利益」は、婚姻制度とは

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

同じにはならず、差異が生じる。そして、そのことは、実際に婚姻とは異なる制度を採用した他国の調査からも裏付けられる。

(3)精神的・心理的効果の不平等-差別意識・スティグマの強化・固定化が 生じること

同性カップルにあえて、婚姻とは異なる制度を設けるという作為的な分離によって、社会に存在する差別意識は正当化され、同性カップルや同性の者とパートナー関係を望む者へのスティグマは強化・固定化される。ましてや、分離された上、享受できる法的効果も異なるとなれば、いっそう強いスティグマが生じる。そして、これらのことは、同性カップルや同性の者とパートナー関係を望む者に対してのみ起きることではない。同性カップルのもとで育てられる子ども達に対してもスティグマは付与され、そして、強化・固定化される。そうなることは、子の福祉の観点から重大な弊害を生じる。

婚姻とは異なる制度を導入することについて、スティグマの観点からの問題性 の指摘は、他国の司法においてなされている。日本でも、法の専門家が、婚姻とは 異なる制度を導入することの問題点を指摘している。

そして、過渡的な制度として婚姻とは異なる制度を導入する必要があった国々と、現在の日本が置かれている状況は異なる。にもかかわらず、現在の日本において、婚姻とは異なる制度をわざわざ導入することは、大いにスティグマをもたらすものであり、個人の尊厳にも、法の下の平等にも反し、許されない。

(4)性的指向等の強制的な暴露及びその危険性が生じること

婚姻とは異なる制度の場合、その異なる制度の利用を明らかにしただけでも、 性的指向等のセクシュアリティの強制的な暴露(アウティング)となってしまう。実際、登録パートナーシップ制度等を採用した国でも、同様の指摘がなされている。

2 現在の日本において、異なる制度の必要はないこと

以上の次第であるところ、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入状況、 自治体や弁護士会、経済界からも同性婚を実現するよう求める意見書や声明が続々

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

と発出されていること等から、現在の日本社会には既に変化が生じており、現在の日本において、婚姻とは異なる制度による必要性はない。

しかも、婚姻とは異なる制度を新たに創設するとなれば、膨大な立法作業を要することが見込まれる。一方、既にある婚姻制度を同性カップルも同様に利用できるようにするには、民法及び関連法規の文言を性中立的な表現にする程度の法改正で足りるところ、実際、野党からは民法改正案が提出される等しており、立法府が法改正の審議・可決に進むことを容易にする材料は十分揃っている。さらに、国際機関からも過渡的制度を経ない移行が促されている。

第3 控訴理由書(4)より後の社会の変化について

控訴理由書(2)より後の社会の変化については、控訴人ら第8準備書面で詳述し、 また、別表「国内外の動きと立法府の動き 対照表(2024年4月更新版)」で示してい る。

ここでは、本書面において特に重要な、社会の変化について以下のとおり述べる。

1 同性婚を法制化する国の増加

控訴理由書(2)を作成した時点では、エストニアではまだ実際には同性どうしでは婚姻できなかったが、2024(令和6)年1月1日より、エストニアでも実際に同性どうしで婚姻できるようになった(甲1013)。旧ソ連圏で初めての同性婚法制化である。

また、ギリシャでも、2024(令和6)年2月15日、同性婚を認める法案が可決され、同月16日より施行され、実際に婚姻が可能となった(甲1014)。ギリシャは、キリスト教正教会の信者が多数を占める国である。正教国が多数を占める国で同性婚が法制化されるのはギリシャが初めてである。

2024(令和6)年4月25日現在、同性カップルの婚姻が可能とされている国は、37か国となっている。

なお、アジアでは、台湾とネパールで同性カップルの婚姻が可能となっているところ、タイでも、同性婚を認める法案が、同年3月27日、下院で圧倒的多数の賛成により可決された(甲1015)。さらに、同年4月2日、上院第1読会でも反対4票に対し賛成

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

147票の圧倒的多数の賛成により可決された(甲1016)。今後、上院第2及び第3読会並びに国王の承認等を経る必要があるが、年内にも法案が発効すると報じられている(甲1017)。

2 我が国の自治体のパートナーシップ制度導入の急増

控訴理由書(2)を作成した際に基準とした2023(令和5)年9月2日時点においては、パートナーシップ制度を有する地方自治体は343であり、導入自治体人口の日本の総人口に対する割合(人口カバー率)は74.8%であった(控訴理由書(2)・6~7頁。なお、控訴理由書(2)の陳述後に、高知県安芸市(同年6月1日導入)と愛知県幸田町(同年7月1日導入)でも導入されていたことが判明した。)。

しかしながら、2024(令和6)年4月1日時点におけるパートナーシップ制度導入自治体は、455となり、わずか7か月の間に90ほど増加している(控訴人ら準備書面8・15~16頁)。そして、導入自治体人口の日本の総人口に対する割合(人口カバー率)は約85%となり、控訴理由書(2)を作成した際に基準とした2023(令和5)年9月2日時点から約1割も増加している(控訴人ら準備書面8・16頁)。

3 小括

以上のとおり、外国の状況に加え、日本でもさらに社会には変化が生じており、現 在の日本においては、婚姻とは異なる制度を導入する必要性がないことがますます明 らかとなっている。

このような状況下での婚姻とは異なる制度の導入は、大きくスティグマをもたらす ものであることもまた、ますます明らかである。

第4 渡邉泰彦意見書(甲1011)に関しての主張の補充

1 本章の目的及び渡邉泰彦教授について

本章では、渡邉泰彦教授の意見書(以下、「渡邉意見書」(甲1011)という。)を引用して、控訴理由書(4)の控訴人らの主張を補充する。

渡邉泰彦教授は、本訴訟の始まるはるか以前から法律上の性別が同じカップルを 保護する法制を研究してきた。渡邉泰彦教授のリサーチマップにおける、法律上同性

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

カップルを保護する法制についての一番古い論文は、今から20年以上も前の、200 1(平成13)年のものである(甲1018)。

2 異なる制度を過渡的な制度として導入する必要性がないこと

婚姻とは異なる制度を過渡的な制度として導入する必要性がないことは、控訴理由書(4)においては、12頁~15頁及び20~21頁で述べたが、渡邉意見書でも同じく述べられており、主張を補足する。

(1) 歴史的に見て必要性がないこと

ア 1980年代から1990年代

渡邉意見書・5頁は、1980年代から1990年代にかけてのヨーロッパ各国の状況を概観し「1990年代において同性間に婚姻を認めている国はなく、立法において、同性婚も法論理的には選択肢の一つとなりえても、いわば非現実的な、あるいは実現可能性の低い選択であったといえる。婚姻以外のパートナーシップ制度の導入が同性カップルの法的保護のための現実的な手段であった。そのため、結果的に、パートナーシップ制度から同性婚へという経過を経ることとなった。」とし、あくまで結果的なものであって、1990年代において「登録パートナーシップから同性婚へという段階的な移行が計画されていたと評価することはできない。」とする。

イ 2000年代

2000年代についても「2001年にオランダで同性婚が導入されることで、たしかに立法の選択肢は登録パートナーシップのみではなくなった」ものの、「2005年までに同性婚を導入した国はオランダ、ベルギー、カナダ、スペイン、アメリカ合衆国マサチューセッツ州にすぎ」ず、「同性婚が世界的に広がるのかという予測は不透明であり」「同性カップルのための制度を導入していた国にとってすら、まだ数カ国しか採用してない同性婚の導入へと踏み込むには大きな決断が必要」であったとし、「同性婚の導入への前段階であると位置づけて登録パートナーシップを導入したとはいえない」と述べる(渡邉意見書・

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

6頁)。

ウ 同性婚が約40か国で可能な現在、登録パートナーシップ導入の必要がないこと

渡邉意見書によれば、登録パートナーシップ制度を導入した国々は、いずれも決して同性婚への過渡的な制度としてこれを導入したわけではなく、むしろ当時は「同性婚は認められないという前提のもとで」(渡邉意見書・6頁)、あったからこそ登録パートナーシップ制度の導入とせざるを得なかったというのである。

だとすれば、憲法と人権、自由や民主主義について、細かなところは違っても、大きくは日本と価値観を同じくする国々の中で、同性婚が次々実現し、その数が既に37か国となって、同性婚は認められないという前提がなくなっている今、わざわざ登録パートナーシップ制度を導入する必要性はない。

(2) 社会的軋轢を理由に段階的移行を試みる方法には理由がないこと 加えて、社会的軋轢を理由とした、社会的受容のための段階移行論(過渡的な制度として登録パートナーシップ等の婚姻とは異なる制度を導入し、その後同性 婚に移行すること)にも理由がない。

すなわち、渡邉意見書(12頁~13頁)が指摘するように「これまで同性婚を導入した国々において、同性婚に反対する主張が大きな勢力となり廃止された、または廃止が検討されたという例」はほぼなく、「社会的軋轢」は、同性婚導入前後の瞬間風速的なものに過ぎず、深刻な社会的分断を導くものではない。

他方、婚姻とは異なる制度に反対する保守層は、同性婚への移行でも反対の 立場を取るから、結局、段階的移行論は社会の軋轢を2回に増やす働きしかせ ず、社会的軋轢を緩和する結果とはならない。

したがって、社会的軋轢の緩和を理由に婚姻ではなく婚姻とは異なる制度を導 入し段階的移行を試みるという方法には理由がない。 【有償配布 や Web(ホームページ,ブログ,facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

3 婚姻と異なる制度では、婚姻と同じ法的権利の保障は得られないこと

控訴人らは、控訴理由書(4)・6~7頁において、パートナーシップ制度などの婚姻 とは異なる制度を導入することは、同性カップルと異性カップルとで異なる法的効果 を認めることを前提としており、婚姻とは異なる制度では婚姻と同じ法的保障を得ら れないと主張した。

この点、渡邉意見書は、内縁に認められる法的効果が同性カップルに認められなければ「婚姻外という共通の場における異性カップルと同性カップルの間の差別の問題である」との前提のもと、登録パートナーシップが成立するとすればその効果は「内縁以上、婚姻以下」となるとした(渡邉意見書・3~4頁)うえで、いわゆるLGBT理解増進法制定経緯を例に出しつつ「登録パートナーシップ制度など婚姻以外の制度を採用した場合に、同性カップルにとって十分な保護、法的利益が与えられる保証はない。賛否の対立が激しくなれば、一定の不利益と引き換えに法案成立を優先させざるを得ない場面も考えられる。」(渡邉意見書・9頁)と指摘し、婚姻ではなく登録パートナーシップとした場合には十分な法的権利の保障が与えられないであろうことを指摘している。

控訴人らもまた、控訴理由書(2)・37~39頁においてLGBT理解増進法制定経緯について論じたところであるが、2021(令和3)年に合意された超党派議連案からすら後退し、LGBTに対する差別を解消するための議論ではなく差別を許容する余地を残すための議論ばかりが支配的になされてきた立法経緯に鑑みれば、同性カップルの権利保護について国会に広範な立法裁量を認めた場合に渡邉意見書が指摘する懸念(法案成立が優先され、十分な法的保護がなされないこと)が現実となることは明らかである。

さらに言うと、渡邉意見書が指摘するとおり、「どのような効果を登録パートナーシップに与えるのかという選択は、どのような効果を与えないのかという選択と表裏の関係にあり、それぞれについて理由(合理的根拠)の説明が求められ」(渡邉意見書・8頁)、その立法作業は複雑を極める。そして、仮に登録パートナーシップ制度を民主

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

的な立法過程で制定したとしても、「日本国憲法のもとで婚姻と同性登録パートナーシップとの間で効果の差異を設けても、その差異を個々に異性カップルと同性カップルの平等取扱いの観点から検討していくと平等原則を定める憲法14条1項及び、家族に関する法律が個人の尊厳に立脚することを求める憲法24条2項違反となり区別を維持でき」ず(渡邉意見書・9頁)、個々の法的効果について検討してもその差異が正当化されることは考えられない(渡邉意見書・10頁)。

このように、婚姻とは異なる制度を創設するとしても、憲法に適合する制度を創設 することは不可能であるから、婚姻とは異なる制度の可能性を理由に同性カップルを 婚姻制度から排除することを正当化することはできない。

- 4 異なる制度によって婚姻と同じ公証は得られず、導入により差別が正当化され、固 定化されること
 - (1) 戸籍とは別に登録簿を導入することでは同じ公証が得られず、分断も深 くなること

渡邉意見書は、パートナーシップ制度の場合に独自の登録簿を設け、戸籍に記載しないという方法が取られる可能性を指摘し、その場合「戸籍への記載から排除された同性カップルが差別と感じるとともに、社会においても婚姻に比べて劣後する制度という印象を与えることになる」と指摘する(渡邉意見書・10頁)。特に「国による統一された制度によって公証されることが、正当な関係として社会的承認を得たといえるための有力な手段になっている」との名古屋地裁判決(甲A691)を引用し、ヨーロッパ諸国のような「婚姻登録簿などが存在せず、戸籍のみが公証の制度として長く用いられ定着している日本において、戸籍とは別に登録パートナーシップ登録簿を導入することは、ヨーロッパ諸国より厳しい家族からの分離・排除を意味する」(渡邉意見書・11頁)と指摘する。

これは、日本が戸籍制度という独特の公証制度を持つ点を踏まえた、重要な指摘である。

【有償配布 や Web(ホームページ,ブログ,facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

(2)婚姻とは異なる制度をまず導入することは、差別を固定化する危険があるだけでなく、当事者に対し、婚姻制度への移行等において多大な費用・ 労力を負担させるものであること

さらに、渡邉意見書は、段階的にまず登録パートナーシップを導入することについても、婚姻との間の差異、同性カップルに対する差別を固定化する危険があると指摘をする(渡邉意見書・12頁)。これに加え、渡邉意見書の「登録パートナーシップを導入した上で将来への改正を視野に入れて不断の検証を行うとしても、その検証の担い手は、当事者である同性カップルとならざるを得ない。婚姻との間の正当化理由のない差異をなくしていくために、同性カップルが個別の訴訟をとおして平等を実現しなければならない」、「訴訟をとおしての改善は、同性カップルにとって、多くの費用と時間を要する」、「『類型的には膨大な数になる同性カップル』が『70年以上』の長期にわたって法律上の家族として保護される枠組みを与えられず重大な人格的利益の享受を妨げられてきた事実…を考えれば、もはやそれは許されないであろう。」との指摘(渡邉意見書・12頁)は、特筆すべき大変重要な視点であるといえよう。

このように、渡邉意見書からも、婚姻と異なる別の制度によって婚姻と同じ公証は得られず、むしろ異なる制度の採用により差別が正当化され、固定化されることが明らかである。

5 生殖可能性は、同性カップルを婚姻制度から排除する理由とはならないこと 渡邉意見書によると、親子関係の点においても、登録パートナーシップから婚姻へ と段階を踏む必要がないことは他国の例から示されていること、また、女性カップル の婚姻に嫡出推定の規定を(類推)適用することはできるし、すべきであることから、カップル内での生殖可能性は同性カップルを婚姻制度から排除する理由にはならない(渡邉意見書・13~19頁)。

6 小括

以上のとおりであり、婚姻とは異なる制度を現在の日本で導入する必要性はなく、

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

また、婚姻とは異なる制度は、婚姻とは法的効果や公証の効果に違いがあり、当事者に過大な不利益を与えうる(渡邉意見書・19頁)。そして、カップル内での生殖可能性は同性カップルを婚姻制度から排除する理由とはならない。

したがって、国会には、現行の婚姻制度の対象に同性カップルを含める以外の立 法を選択する余地は認め難い。

第5 二宮周平意見書(甲1012)に関しての主張の補充

1 本章の目的及び二宮周平教授について

本章では、二宮周平立命館大学名誉教授の意見書(以下、「二宮意見書3」(甲101 2)という。)を引用して、控訴理由書(4)の控訴人らの主張を補充する。

二宮周平名誉教授は、「二宮意見書3」(甲1012)の12ページ記載の経歴のとおり、家族法研究において著しい実績を有する人物である。

本訴訟においては、これまで、二宮周平名誉教授の意見書をすでに2通(甲A214、甲A551)提出しているが、「二宮意見書3」は、日本が戸籍制度を有する国であることに特に鑑み、戸籍制度のある日本において、同性カップルの法的保護に関し、登録制度がどのようになるかを具体的に検討したものである。婚姻と異なる制度の戸籍への影響については控訴理由書(4)・6~7頁でも述べたところであるが、二宮意見書3も、婚姻と異なる制度を設けることにより、現行戸籍制度を維持することが難しくなること、さらに同性婚を導入することと比べて国民各位の福利を増進することができないことを論証している。

- 2 身分関係の登録の方法について
- (1) 戸籍とは別に「パートナーシップ登録簿」を設ける方法について 二宮意見書3では、まず戸籍とは別に「パートナーシップ登録簿」を設ける方 法を1頁以下で検討しているが、この方法によると、戸籍には身分関係が登録 されないから、戸籍ではその身分関係が把握できない。そのため、戸籍制度の 統一性、絶対性が崩壊されるおそれがある(二宮意見書3・2頁)。

しかも、この場合、「戸籍法の『第四章 届出』の中に、『パートナーシップ登

【有償配布 や Web(ホームページ,ブログ,facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

録』という節を設ける必要がある」(二宮意見書3・3頁)。そうなると、「戸籍法の改正と、戸籍の記載事項『パートナーシップ登録』のひな形の作成が不可欠」となり、「同性パートナーが婚姻とは別の制度しか利用できないことをより明確に示す結果となり、婚姻できない特殊なカップル、『二級市民』という差別を可視化する」ことになる(二宮意見書3・3~4頁)。

(2) 戸籍に「パートナーシップ登録」を記載する方法について

次に、二宮意見書3では、戸籍とは別の登録簿を設けず、登録パートナーシップ制度を戸籍に登録する方法を、5頁以下で検討している。

この場合、二宮意見書3によれば、戸籍法6条を、「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の婚姻又は登録パートナーシップ及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する」と改正すればよいが、「戸籍において婚姻と登録パートナーシップが同等に扱われることを意味するので、同性婚に反対する人たちの納得を得られないかもしれない。そこで、戸籍は1組の夫婦と氏を同じくする子ごとに編製する原則を維持」(二宮意見書3・5頁)するものとすると、登録パートナーシップ制度の届出があってもカップルを構成する2名の双方において新戸籍が編成されない場合には、1つの戸籍に、婚姻と登録パートナーシップ制度のいずれもが記載されることになりかねず、複数の婚姻関係が登録されていた家制度時代の戸籍のような外観を呈することになりかねない。また、このことは、パートナーシップの独立性を阻害する。(二宮意見書3・6頁)

登録パートナーシップ制度の届出があった場合、カップルを構成する2名の 双方において新戸籍が編成される場合には前述した問題は生じないものの、 各自を戸籍筆頭者とする戸籍の身分事項にパートナーが記載され、パートナー 双方が1つの戸籍に登録されないことになってしまう。そうなると「登録パートナーシップ制度は当事者双方に一定の権利義務を発生させるのだから、登録パートナーよ権利義務の発生する身分関係である。身分関係を登録し証明する 戸籍において、1 組の夫婦と氏を同じくする子を編製基準とする原則の例外

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

が生じる」ことになる。こうなると、戸籍制度の統一性、絶対性を揺るがしかねず、戸籍制度の統一性、絶対性の崩壊のおそれがこの場合でも生じる。(二宮意見書3·7頁)

(3) 同性婚を導入した場合の戸籍記載について

次に、二宮意見書3では、同性婚を導入した場合の戸籍記載を同意見書・7 頁以下で検討している。

二宮意見書3・7頁にあるとおり、「現行制度維持を前提にすれば、1組の婚姻の当事者と氏を同じくする子を単位として戸籍を編製することになるので、届出書式や戸籍の記載事項の語句修正で対応することができる」。

この場合には、「戸籍法『第四章 届出』に新たに『登録パートナーシップ制度』 の節を設ける必要もないし、戸籍の身分事項に『登録パートナー』を追加する 必要もない」ため、「逆説的だが、戸籍制度を維持するには、パートナーシップ 制度より同性婚の方が適合的」である。(二宮意見書3・8頁)

(4) 小括

登録パートナーシップ制度は、前述のとおり、現行制度のシステムを変更せ ざるをない。また、法的家族を統一的に把握できないという事態を招くおそれ があったり、戸籍制度の統一性、絶対性が崩壊するおそれがあったり、「二級市 民」という差別を可視化することになったりする。

一方、婚姻であれば、現行のシステムを変更する必要はなく、民法及び戸籍 法の届出書式や戸籍の記載事項の語句修正で対応することができる。(二宮 意見書3・9頁)

3 登録パートナーシップ制度と同性婚の比較衡量について

さらに、二宮意見書3は、草野耕一最高裁裁判官の2つの法廷意見(夫婦同氏制の憲法適合性が問われた最大決令和3(2021)年6月23日判時2501号3頁、性別適合手術を受けることを性同一性障害者の法的性別変更の要件とする規定の憲法適合性が問われた最大決令和5(2023)年10月25日(裁判所ウェブサイト))にな

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

らい、登録パートナーシップ制度を導入する社会と、同性婚を導入する社会とでは、 どちらが国民の福利を向上させるかを比較する(二宮意見書3・8頁以下)。

- (1) 身分関係の登録公証制度である現行戸籍制度に与える影響 これについては、前節(14頁以下)において述べたとおりである。
- (2) 登録パートナーシップ制度導入によって得られる当事者の利益

「パートナーシップ関係を保護するに等しい法律上の権利義務の付与と関係の公証は不可欠である」が、「仮に登録パートナーシップ制度がこれら2つを定めるとした場合でも、婚姻(嫡出推定等実親子関係に関する諸規定は除く)と同様の権利義務は認められない。認めるのであれば、同性婚を導入するのと同じだから、どこかに権利義務の上での格差を設けざるを得ない」。

そして、関係の公証は、前述のとおり、「婚姻とは異なる登録、公証制度にならざるを得ないので、同性カップルに対するスティグマを解消することはできない」。(二宮意見書3・9頁)

(3) 同性婚に反対する人たちの利益

同性婚でなく登録パートナーシップ制度を導入した場合、「反対意見を持つ人々の感情的利益を満たすことができる」。しかし、「性自認及び性的指向は自己の意思で選択したり、変更することのできないその人の性質なのだから、セクシュアルマイノリティであることによって、個人の生き方を制限するような法制度は、個人の尊厳に反する。法制度を検討する際には、科学的知見に基づかない主観的な感情的利益を考慮してはならない」。(二宮意見書3・10頁)

- (4) 同性婚を導入した場合の国民の福利
 - 二宮意見書3は、台湾の司法院釈字台748号解釈(甲A16-1、16-2)において、
 - ・同性婚を成立させても、異性カップルに婚約、結婚などの効力や、離婚などの 規定を適用するのに影響がない。
 - ・それだけでなく、異性婚が構築してきた既存の社会秩序を変更することもな

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

い。

・同性間の婚姻の自由の法的承認は、異性婚とともに社会を安定させる基礎となりうる旨、述べられていることをあげ、「異性カップルも同性カップルも婚姻が可能になり、婚姻によって当事者の家族としての共同生活は安定するのだから、国民各位の福利は増大し、社会の安定度は増す」と述べる。(二宮意見書3・10、11頁)

(5) 小括

二宮意見書3は、以上述べた上で、「過去の婚姻観に囚われるのではなく、性的指向や性自認に関する科学的知見、セクシュアルマイノリティを取り巻く社会状況の変化、マイノリティ当事者の生き方を保障する視点から、想定される登録パートナーシップ制度の内容を具体的に検討した上で、真に当事者の不利益を解消することができる制度かどうかを判断すべきであると考える。」と述べている(748号・10頁)。

第6 まとめ

婚姻とは異なる制度は、そもそも日本には現在存在しない。地方自治体のパートナーシップ制度は、法的効果がなく、ここで検討している「婚姻とは異なる制度」と評価できるようなものでは全くない(控訴理由書(4)・4頁で指摘しているとおり、原判決が「婚姻制度とは異なる制度」として考慮しているのは、単に同性カップルに何らかの法的保障を与える制度ではなく、「婚姻とほとんど同じ法的効果を同性カップルに与える登録パートナーシップ制度」である。)。

そして、現在の日本では、婚姻とは異なる制度について国会で何ら議論されているわけでもないところ、特に日本固有の登録制度である戸籍を前提とした場合、婚姻とは異なる制度の導入は具体性を欠くし、差別の固定化を生みかねない。

同性間の婚姻が既に37か国で実現し、アジアでも3か国目の導入が迫っている。 日本ではパートナーシップ制度の人口カバー率が約85パーセントにもなる等しており、社会はすでに同性婚法制化を受け入れるだけの変化を既に果たしている。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

控訴人らが控訴理由書(4)で述べたとおり、同性カップルを婚姻制度から排除したまま、婚姻と異なる制度を導入することは、当該制度の導入自体が、法の下の平等(憲法14条1項)に反するのみならず、個人の尊厳(憲法24条2項)や婚姻の自由(憲法13条、同24条1項)を害し、憲法上許されない。

よって、婚姻と異なる制度の導入については、国会の裁量権の範囲該当性を判断する上で考慮に入れるべきではない。

以上